

刑法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

第1条 大阪市自動車臨時運行許可規則（昭和26年大阪市規則第151号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
様式（第２条関係） 〔様式 別紙２ 挿入〕	様式（第２条関係） 〔様式 別紙１ 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

第2条 大阪市職員退隠料及び遺族扶助料条例施行細則（昭和24年大阪市規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第17条 普通退隠料若しくは扶助料の受給者が、次の各号のいずれかに該当するとき又は通算退職年金若しくは通算遺族年金の受給者が、第1号若しくは第4号に該当するときは、本人又は親族は直ちにその事項を証明する書類を添付して、これを届け出なければならない。ただし、書類の作成に時日を要するときは、その書類は作成後これを提出することができる。 〔(1) 略〕 (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき 〔(3)～(5) 略〕	第17条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき 〔(3)～(5) 同左〕

[2 略]	[2 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(大阪市職員互助会条例施行規則の一部改正)

第 3 条 大阪市職員互助会条例施行規則（昭和30年大阪市規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(長期給付の制限) 第23条 長期給付（通算退職年金及び通算遺族年金を除く。次条において同じ。）の支給を受ける権利を有する者が死刑、<u>無期拘禁刑</u>又は3年を超える<u>拘禁刑</u>に処せられたときは、長期給付を支給しない。 (長期給付の支給停止) 第24条 長期給付の支給を受ける者が3年以下の<u>拘禁刑</u>に処せられたときは、その翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けなくなった月までその長期給付の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、この限りでない。 [2 ・ 3 略]	(長期給付の制限) 第23条 長期給付（通算退職年金及び通算遺族年金を除く。次条において同じ。）の支給を受ける権利を有する者が死刑、<u>無期懲役</u>又は3年を超える<u>懲役若しくは禁錮の刑</u>に処せられたときは、長期給付を支給しない。 (長期給付の支給停止) 第24条 長期給付の支給を受ける者が3年以下の<u>懲役又は禁錮の刑</u>に処せられたときは、その翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けなくなった月までその長期給付の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、この限りでない。 [2 ・ 3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(人の資格に関する経過措置)

第 4 条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第13条に規定する無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする同条に規定する有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第16条に規定する拘留に処せられた者とみなす。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する第 1 条の規定による改正前的大阪市自動車臨時運行許可規則に定める様式による用紙は、同条の規定による改正後的大阪市自動車臨時運行許可規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

(表)

自動車臨時運行許可申請書

APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE

※注： 裏面をよく読んで太線内を記入し、必要な書類を添えて提出して下さい。

車名 Maker of the vehicle				
形状 Type of Body	1 箱形 (Box-shaped) 3 バン (Van) 5 オートバイ (motorcycle)	2 ステーションワゴン (Station Wagon) 4 キャブオーバー (Cab-over) 6 その他 ()		
車台番号 Serial No.			自動車損害賠償責任保険 Car Insurance	
運行の目的 Purpose	1 車検のための回送 (Inspection) 2 登録のための回送 (Registration) 3 封印取付け (Seal) のための回送 4 その他 (Other) ()	保険会社名 Name of Co.	保険会社	
		証明書番号 Voucher No.		
運行の経路 Route	出発地 (From) 経由地 (Via) 到着地 (To) ※発着主要経路の地点名を記入してください。	保険期間 Insurance Period	自 (From)	年 月 日
			至 (To)	年 月 日
運行の期間 Service period	自 (From) 年 月 日 ~ 至 (To) 年 月 日 (日間) ※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 (通常、整備のための回送は1日間、車検・登録のための回送は、1～2日間です。)		備 考	

裏面の注意事項に同意の上、上記のとおり臨時運行の許可を申請します。

年 月 日

大阪市 区長様

申請人	住所 Applicant's Address		
	氏名または名称 Name ※法人の場合は 代表者名も 記入してください		
		(代表者) 電話 (Tel)	() ()
	業 種 Type of industry	1 販売業 (Sales) 3 個人 (Personal)	2 整備業 (Maintenance Services)
	番号標受領者氏名・住所 Recipient name Applicant's Address	※申請人と異なる場合のみ記入	

番号標番号	枚数 1・2
許可番号	No.
許可年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日
返納月日	年 月 日
備 考	

返納期限 年 月 日まで

◎ 注意事項

- 1 不正に許可を受けた場合は、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金、またはこれが併科されます。
(道路運送車両法第107条)
- 2 許可証、番号標の有効期限が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。この返納期限内に許可証、番号標を返納しないときは、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられます。
(道路運送車両法第108条)
- 3 許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。
- 4 上記1～3に該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。

◎ 臨時運行許可を申請する方は、下記の書類を必ず提示してください。

- 1 自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書など。
- 2 自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む）。
- 3 申請人又は来庁者の住所が確認できるもの。
自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど。

◎ 申請書記載方法

- 1 車名は、トヨタ、ニッサン、ホンダ、マツダ等と記入して下さい。
- 2 形状は、該当番号に○印をつけて下さい。「6 その他」の場合は、（ ）内に自動車検査証上の車体の形状を記入して下さい。
- 3 車台番号は、車台に打刻されている記号番号を記入してください。
- 4 運行の目的は、該当番号に一つだけ○印をつけて下さい。「4 その他」の場合は、（ ）内に具体的に記入して下さい。
- 5 運行の経路は、運行目的達成のための発着主要経路の地点名を記入して下さい。

(例 千代田区霞ヶ関～〇〇市～〇〇高速～〇〇市〇〇区)

したがって、都道府県内一円、市、町内等ばく然とした地域を記入したもの、車検切れの車を販売する等の目的で各地を巡回する場合等は許可できません。

- 6 許可を受ける方は、申請人欄に必ず記入（申請人と来庁者が異なる場合は番号標受領者欄も記入）して下さい。

(表)

自動車臨時運行許可申請書

APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE

※注： 裏面をよく読んで太線内を記入し、必要な書類を添えて提出して下さい。

車名 Maker of the vehicle				
形状 Type of Body	1 箱形 (Box-shaped) 3 バン (Van) 5 オートバイ (motorcycle)	2 ステーションワゴン (Station Wagon) 4 キャブオーバー (Cab-over) 6 その他 ()		
車台番号 Serial No.			自動車損害賠償責任保険 Car Insurance	
運行の目的 Purpose	1 車検のための回送 (Inspection) 2 登録のための回送 (Registration) 3 封印取付け (Seal) のための回送 4 その他 (Other) ()	保険会社名 Name of Co.	保険会社	
		証明書番号 Voucher No.		
運行の経路 Route	出発地 (From) 経由地 (Via) 到着地 (To) ※発着主要経路の地点名を記入してください。	保険期間 Insurance Period	自 (From)	年 月 日
			至 (To)	年 月 日
運行の期間 Service period	自 (From) 年 月 日 ~ 至 (To) 年 月 日 (日間) ※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 (通常、整備のための回送は1日間、車検・登録のための回送は、1～2日間です。)		備 考	

裏面の注意事項に同意の上、上記のとおり臨時運行の許可を申請します。

年 月 日

大阪市 区長様

申請人	住所 Applicant's Address		
	氏名または名称 Name ※法人の場合は 代表者名も 記入してください		
		(代表者) 電話 (Tel)	() ()
	業 種 Type of industry	1 販売業 (Sales) 3 個人 (Personal)	2 整備業 (Maintenance Services)
	番号標受領者氏名・住所 Recipient name Applicant's Address	※申請人と異なる場合のみ記入	

番号標番号	枚数 1・2
許可番号	No.
許可年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日
返納月日	年 月 日
備 考	

返納期限 年 月 日まで

◎ 注意事項

- 1 不正に許可を受けた場合は、1年以下の拘禁刑もしくは50万円以下の罰金、またはこれが併科されます。
(道路運送車両法第107条)
- 2 許可証、番号標の有効期限が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。この返納期限内に許可証、番号標を返納しないときは、6か月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金が科せられます。
(道路運送車両法第108条)
- 3 許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。
- 4 上記1～3に該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。

◎ 臨時運行許可を申請する方は、下記の書類を必ず提示してください。

- 1 自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書など。
- 2 自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む）。
- 3 申請人又は来庁者の住所が確認できるもの。
自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カードなど。

◎ 申請書記載方法

- 1 車名は、トヨタ、ニッサン、ホンダ、マツダ等と記入して下さい。
- 2 形状は、該当番号に○印をつけて下さい。「6 その他」の場合は、（ ）内に自動車検査証上の車体の形状を記入して下さい。
- 3 車台番号は、車台に打刻されている記号番号を記入して下さい。
- 4 運行の目的は、該当番号に一つだけ○印をつけて下さい。「4 その他」の場合は、（ ）内に具体的に記入して下さい。
- 5 運行の経路は、運行目的達成のための発着主要経路の地点名を記入して下さい。

(例 千代田区霞ヶ関～〇〇市～〇〇高速～〇〇市〇〇区)

したがって、都道府県内一円、市、町内等ばく然とした地域を記入したもの、車検切れの車を販売する等の目的で各地を巡回する場合等は許可できません。

- 6 許可を受ける方は、申請人欄に必ず記入（申請人と来庁者が異なる場合は番号標受領者欄も記入）して下さい。